

令和6年度和歌山県資格免許職職員 (専任教員) 採用試験案内

和歌山県福祉保健部健康局医務課
和歌山県人事委員会

- 受付期間 令和6年6月18日(火)～7月2日(火)消印有効
○第1次試験日時 令和6年7月27日(土)午前11時集合
○第1次試験場所 和歌山県民文化会館
○問い合わせ・受験申込み 和歌山県福祉保健部健康局医務課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073(432)4111(内線2605) FAX 073(424)0425
073(441)2605(直通)

- その他試験に関する問い合わせ先 和歌山県人事委員会
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073(441)3763(直通) FAX 073(433)4085

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
専任教員	5名程度	看護師養成所(紀の川市、新宮市)における看護師教育等の業務

2 受験資格

試験区分	資格要件
専任教員	昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を取得し、かつ、次のア又はイの要件を満たす人(令和7年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。) ア 看護師として5年以上業務に従事した人 イ 看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した人で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を4単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を4単位以上履修した人 (注) 別表3の専門分野の教育内容とは、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護論を指します。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません(地方公務員法第16条に規定する人)。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 日本国籍の有無にかかわらず受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、職務として公権力の公使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わることはできません。

3 試験の日時、試験地、合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和 6 年 7 月 2 7 日 (土) 午前 1 1 時	和歌山市	令和 6 年 8 月 1 3 日 (火) に和歌山県のホームページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/) の「新着情報」に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。
第 2 次 試 験	令和 6 年 8 月 2 5 日 (日)	和歌山市	令和 6 年 9 月 1 2 日 (木) に和歌山県職員採用情報サイト (https://pref-wakayama-recruit.jp/) のトップページに掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

※ 試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

4 試験等の方法及び内容

(1) 第 1 次 試 験

ア 論文試験 (400 点)

専任教員としての専門的知識及び能力に関する記述試験 (50 分)

イ 面接試験 (600 点)

専任教員としての専門的知識及び能力等についての個別面接

ウ 適性検査

通常の職務遂行に必要な適性についての検査 (検査結果は、第 2 次試験の面接試験の参考資料とする。)

(2) 第 2 次 試 験

ア 基礎能力試験 (SCOA) (400 点)

公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (大学卒業程度、択一式、120 題 1 時間)

<出題分野> 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語

イ 論文試験 (200 点)

一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1,200 字程度、1 時間 30 分)

令和 5 年度論文課題は、第 1 回「受験する職種に求められる役割は何か、また、その役割をどのように果たすか、あなたの考えを述べなさい。」第 2 回「和歌山県の課題を解決するために、今後、特に必要とされる看護師の資質とは何か、あなたが特に伝えたいことを述べなさい。」でした。

ウ 面接試験 (1,000 点)

人物、能力、性格等についての個別面接

※ 第 1 次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第 1 次試験と第 2 次試験を合わせた総合得点順に決定します。ただし、各試験種目には合格基準があり、1 つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用履歴書の配布場所

和歌山県福祉保健部健康局医務課、和歌山県庁本館正面玄関サービスステーション、和歌山県人事委員会事務局、県立高等看護学院、県立なぎ看護学校、各県立保健所、新宮保健所串本支所

申込用履歴書を郵便で請求する場合は、和歌山県福祉保健部健康局医務課 (073-432-4111 内線 2605) まで、ご連絡ください。

また、和歌山県ホームページの「福祉保健部健康局医務課」から申込用履歴書等を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県福祉保健部健康局医務課へ郵送するか又は持参してください。

ア 申込用履歴書（指定様式：必要事項を記入し、写真を貼付してください。）

1通

イ 郵便はがき（自分の宛先を明記し、63円切手が貼付済みのもの）1通

※ 郵送で申し込む場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

ア 郵送による受付

令和6年6月18日(火)から受付を開始し、令和6年7月2日(火)までの消印のあるものを受け付けます。

イ 持参による受付

令和6年6月18日(火)から令和6年7月2日(火)までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）を除きます。

(注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

(4) 受験票の交付

申込用履歴書を受理した場合は、受付期間終了後に添付の郵便はがきにて受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が令和6年7月19日（金）までに到着しないときは、和歌山県福祉保健部健康局医務課まで連絡してください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、令和7年4月1日採用予定です。受験資格に定める資格要件を満たさなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) 採用時の給料等の月額、原則として次のとおりですが、免許取得後の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となります。

試験区分	学歴免許等	給料等の月額(地域手当を含む。)	適用給料表
専任教員	大学卒	245,833円	医療職給料表(3)
	短大3卒	238,728円	医療職給料表(3)

上記の額は、令和6年4月1日現在の額です。

このほか職員の給与に関する条例の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※ 60歳到達後の最初の4月1日以降、給料月額及び手当の一部は7割水準になります。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができます。

(1) 郵送による方法

情報提供申出書(※)に必要事項を記入し、以下の書類を同封して和歌山県人事委員会事務局(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地)宛郵送してください。

ア 受験票の写し

イ 宛先を記入した返信用封筒(簡易書留相当434円分の切手を貼付したもの)

※ 情報提供申出書の様式は第1次試験の際に配布します。

(2) 来庁による方法

受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局(県庁北別館5階)に申し出てください。(電話による申出はできません。)

